

学位（課程博士）請求論文 公開発表会（2013年2月4日）

「戦後統制期日本の政策金融」

宮崎忠恒

序章

■本稿の目的

- ・ 戦後統制期日本の政策金融について、その有力な手段であった復興金融金庫融資の実施過程を跡付けることを通じて、再検討すること。

■考察の対象

- ・ 戦後統制期；経済安定本部（1946年8月設置）を中心として立案・実施された政策である傾斜生産方式が開始された1946年度第4四半期から、ドッジ・ラインの実施により統制の解除、市場経済への復帰が本格化していく1948年度第4四半期まで。
- ・ 復興金融金庫（復金）；傾斜生産方式の資金に関する需給計画として作成された資金計画に基づく資金配分の政策的調整の有力な手段を、金融機関資金融通準則に基づく融資規制、日本銀行による融資斡旋制度とともに形成。
- ・ 復金の積極的活動期；設立（1947年1月24日）から新規融資停止（1949年3月）の約2年間と1949年4月からの開銀への権利義務の引継ぎ・解散（1952年1月16日）までの2年9ヶ月間の2期のうち前期に焦点。

■本稿の課題

- ・ 復金融資を巡る5つの論点に関する先行研究の整理から。
 - （イ）経済復興に対する役割
 - （ロ）資金調達とインフレの関係
 - （ハ）個別案件の融資決定方法
- （二）赤字融資
- （ホ）融資後の資金管理体制

論点（イ）経済復興に対する役割

- ・ 否定的な評価をしている研究はない。
- ・ 『日本の政策金融Ⅰ』の評価；「復金融資は、石炭・電力・肥料など、産業政策において経済復興の鍵となる産業と位置づけられながら民間金融機関から資金供給を受けることが難しかった産業に重点的に配分され、これら産業の復興に寄与した」（64頁）
- ・ 本稿も異論はない。

論点（ロ）資金調達とインフレの関係

- ・ 肯定的な評価をしている研究はない。
- ・ 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻。
- ・ 復金融資がインフレの要因となった経路；復金債発行による融資資金の調達→復金債の日銀引受け→通貨供給量の増加

↓

- ・ 資金調達面からのインフレを抑制するためには、（A）復金債の日銀引受けを減らす、

- （B）払込資本金を増やす、（C）資本金の増加を抑制する、の3つの可能性があった。
 - ・ しかし、Aは市中金融機関が財務再構築中であったこと、Bは政府予算が大幅な赤字を抱えており政府出資には限度があったことから現実には機能せず。
 - ・ 一方、Cが行われていたかどうかについて分析した先行研究はない。
- ↓
- ・ 本稿も、復金融資が日銀による復金債引受けで賄われたことがインフレの要因となったこと自体は否定しない。
 - ・ ただし、資本金の増加を抑制することを通じて通貨供給量の増加を抑制する努力がなされていたのかいなかったのかを確認することは、復金融資を評価する上で必要な課題として残されている。⇒第1・2章での検討課題。

	資本金	払込 資本金	未払込 資本金	保証 債務	復金債 発行高	日銀 保有高	日銀 保有率	資本金変更年月日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	
1947年1月末	10,000	4,000	6,000					1947年1月25日（設立）
1947年3月末	10,000	4,000	6,000	10	3,000	2,824	94.1	
1947年6月末	25,000	4,000	21,000	10	11,000			1947年4月1日
1947年9月末	55,000	4,000	51,000	173	25,900			1947年9月5日
1947年12月末	55,000	4,000	51,000	1,554	40,900			
1948年3月末	70,000	7,000	63,000	3,004	55,900	42,463	76.0	1948年2月9日
1948年6月末	90,000	15,000	75,000	3,997	63,000			1948年4月12日
1948年9月末	135,000	25,000	110,000	4,512	69,000			1948年7月12日
1948年12月末	145,000	25,000	120,000	5,186	87,100			1948年12月28日
1949年3月末	145,000	25,000	120,000	7,551	109,100	79,706	73.1	

出所）『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻、677・682頁、同第19巻、567～568頁より作成。

論点（ハ）個別案件の融資決定方法

- ・ 肯定的な評価をしている研究はない。
 - ・ 重要な先行研究；『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻、『通商産業政策史』第3巻、岡崎哲二の見解の3つ。
- ↓
- ・ やや強引に3つの先行研究の見解をまとめると、
 - ・ 外部機関の関与により復金の金融判断の自主性が十分に発揮されなかったために、政策代行機関としての性格が前面に強く押し出された、または、インフレやモラル・ハザード（非効率な企業の維持・拡大）の原因になった。
- ↓
- ・ 先行研究が依拠している情報；復金自身による回顧（『復金融資の回顧』）、伝聞（新聞記事）、制度上の特徴、日銀による事後的な評価（1962年のもの）。
- ↓
- ・ 外部機関における個別案件の審議状況を可能な限り明らかにすることは、復金融資を評価する上で必要な課題として残されている。⇒第1・2・3章での検討課題。

■政策代行機関化の原因という評価について

- ・ 先行研究の視点；“融資を受けようとする産業とその所管省庁側”と“自らの責任において融資を実行しようとする復金”という二元論的な構図を暗黙のうちに想定。

- ・ 本稿の視点；それらどちらとも異なる利害を有していたと考えられる日銀と大蔵省がどのような役割を果たしていたのか。

■インフレの原因という評価について

- ・ 『経済史の教訓』においても原因となったとされているだけで、インフレと個別案件の融資決定との関係については、必ずしも明確にされていない。
- ・ 本稿では、資金計画によって決められた資金枠の範囲内に収まるような融資決定がなされていたか否かを四半期毎に確認するという方法で検証。

↑

- ・ 四半期ごとの復金融資の資金枠；経済安定本部により作成されて閣議と復興金融委員会によって承認される産業資金計画とそれに基づく復金資金計画で決定され、それらの資金計画は、預金増加と許容できる通貨増発の枠内に財政資金・産業資金需要を抑えるという観点から作成されていた。
- ・ 従って、資金枠を守っていてもなおインフレを促進する場合は、個別案件の融資決定レベルの問題ではなく、資金枠自体の問題、すなわち、前述の増資額決定レベルの問題であり、資金枠を守っていない場合は個別案件の融資決定レベルの問題ともなるから。

■モラル・ハザードの原因という評価について

- ・ 赤字融資と関係する事柄でもあるため後述。

■昭和電工事件について

- ・ 正面から取り上げていない。
- ・ 理由 1；資料の制約。
- ・ 理由 2；この問題を抜きにしても、本稿の分析と結果が示すように、復金の融資決定方法に関する評価を改めることができると考えているから。
- ・ 理由 3（公开发表会での追加弁明）；疑獄事件は融資決定に対する外部機関の関与有無に不拘発生する可能性がある。⇒外部機関の関与の有無よりも贈収賄防止策（例；審議・審査資料の公開原則化、厳罰化など）の有無の方が融資決定方法を評価する際の重要な問題であり、この点では後継の開銀と差はないと考えているから。
- ・ もちろん、資料探索と実証分析は残された課題。

■考察対象とする外部機関

- ・ 主に、東京地方融資懇談会、その機能を受け継いだ復興金融委員会幹事会、そして、炭鉱特別運転資金融資委員会・同幹事会。

■復興金融委員会を主たる対象としない理由

- ① 資料の制約
- ② 個別案件の融資決定に関しては、復興金融委員会での審議よりもその前に行われていた東京地方融資懇談会と復興金融委員会幹事会での審議のほうが重要であったである

うと考えているから。

←杉浦 [1996]、委員会形骸化を伝える新聞記事多数、復金の部長の中にも委員会が非力だと認識していた部長がいたこと（公開発表会での追加弁明。本文 68 頁）。

- ・ もちろん、資料探索と実証分析は残された課題。

表1-5 外部機関の関与範囲と復金内の融資専行権限：1947年7月8日の変更後

東京			
1件当り金額	介在する外部機関		復金での融資
300万円未満			本所限りで融資
300万円以上～5,000万円未満	東京地方融資懇談会		本所限りで融資
5,000万円以上、重要、異例	東京地方融資懇談会	復興金融委員会	復金が融資
東京以外			
1件当り金額	介在する外部機関		復金での融資
100万円未満			支所限りで融資
100万円以上～500万円未満	地方融資懇談会		支所限りで融資
500万円以上～5,000万円未満	地方融資懇談会		本所承認後に融資
5,000万円以上、重要、異例	地方融資懇談会	復興金融委員会	復金が融資

出所)「復興金融金庫融資取扱規則及地方融資懇談会規則一部改正の件」総々発第22-81号、1947年7月10日、『総々発綴(復金)昭和22年度』より作成。
 注)1件当り金額＝当該申込先に対する合計貸出額。

表2-1 外部機関の関与範囲と復金内の融資専行権限：1947年11月25・26日の変更後

東京			
1件当り金額	介在する外部機関		復金での融資
300万円未満			本所限りで融資
300万円以上～5,000万円未満	復興金融委員会幹事会		本所限りで融資
5,000万円以上、重要、異例	復興金融委員会幹事会	復興金融委員会	復金が融資
東京以外			
1件当り金額	介在する外部機関		復金での融資
100万円未満			支所限りで融資
100万円以上～500万円未満	地方融資懇談会		支所限りで融資
500万円以上～5,000万円未満	地方融資懇談会	復興金融委員会幹事会	本所承認後に融資
5,000万円以上、重要、異例	地方融資懇談会	復興金融委員会	復金が融資

出所)「地方融資懇談会の承認に関し日本銀行支店より中央協議の件」総々発第22-141号、1947年12月4日、『総々発綴(復金)昭和22年度』より作成。
 注)1件当り金額＝当該申込先に対する合計貸出額。

論点（二）赤字融資

- ・ 「これら基礎的産業資材（石炭、電力、肥料、鉄鋼－発表者）の価格を低位に維持し、産業復興を促そうとした政策の事後的措置であり、財政支出による赤字補填ないし価格引上げに代えて融資を実施したものにはほかならない」（『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻、672頁。）

表序-7 赤字融資残高(1948年12月末)

	貸出額		回収額		残高	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
石炭	17,257	70.1	4,685	79.8	12,573	67.0
鉄鋼	1,345	5.5	362	6.2	983	5.2
電力	2,839	11.5	165	2.8	2,673	14.2
肥料	1,685	6.8	422	7.2	1,264	6.7
非鉄金属	366	1.5	54	0.9	312	1.7
その他	1,138	4.6	181	3.1	957	5.1
合計	24,630	100.0	5,868	100.0	18,761	100.0

出所)『昭和財政史—終戦から講和まで—』第12巻、671頁。

↓

- ・ 『日本の政策金融Ⅰ』；赤字融資がモラル・ハザードを引き起こした可能性がある。
 - ・ 『経済史の教訓』；融資決定方法がモラル・ハザード（非効率な企業の維持・拡大）の主要な原因。
- ↓
- ・ 岡崎の見解；外部機関の関与により、復金の金融判断の自主性が十分に発揮されなかったために、赤字融資が実施されたことで、モラル・ハザード（非効率な企業の維持・拡大）が引き起こされた。
 - ・ 『通商産業政策史』第3巻；「当時の経済情勢と経済政策の実状からみて、やむを得なかった面が強く、しかも、上記の融資決定メカニズムからみて復金として厳正中立的な審査を貫徹できる状況にはなかった」（217頁）
- ↓
- ・ いずれも赤字融資の実施過程に関する実証分析に基づいたものではない。
- ↓
- ・ 復金は自主性が制限されていたから赤字融資を行っていたのか、復金は実際には赤字融資に対してどのような態度を取っていたのか、また、最大の借り手であった石炭鉱業向けの赤字融資は非効率な企業の存続を助長するようなものだけであったのか、という点を検証することは、復金融資を評価する上で必要な課題として残されている。
⇒第1・2・3章での検討課題。

論点（ホ）融資後の資金管理体制

- ・ 比較的最近に、加藤〔2009〕によって提唱された論点。
 - ・ 昭電疑獄と復興金融金庫の監査制度に関わる国会審議を踏まえながら、昭和電工に対する監査の実態に接近するとともに、大蔵省と日本銀行が行った復金法第31条に基づく組織的検査の内容を検討した上で、融資後の資金管理体制を十分に整備しないまま巨額の資金を供給したことこそが、資金の適切かつ効率的な利用を阻害する一つの、そして、主たる要因となったと主張。
- ↓
- ・ 復金も金融機関である以上、融資金の管理回収業務は復金を評価する際の重要な問題であるが、本稿ではこの論点を取り上げる準備はできていない。
 - ・ ただし、復金監査部による普段の監査の実態に関する実証分析が課題として残されていることは指摘しておく必要がある。

■本稿の構成

- ・ （ロ）資金調達とインフレの関係、（ハ）個別案件の融資決定方法、（に）赤字融資という3つの論点とそれらに関する上述の課題を念頭におきつつ、
- ・ 第1章；復金が融資業務を開始した1946年度第4四半期から東京地方融資懇談会が廃止される1947年度第3四半期までを、
- ・ 第2章；復興金融委員会幹事会が東京地方融資懇談会の機能を引き継いだ1946年度第3四半期からドッジ・ラインにより新規融資が原則停止される前（1948年度第4四半期）までを、それぞれ対象として、復金融資の実施過程を分析し、

- ・ 第3章；復金融資、そして、赤字融資の最大の借り手であった石炭鉱業向けの融資実施過程を分析する。
- ・ 終章；以上の実証分析の結果を上述の論点に沿ってまとめ、最後に、総括。

↓

■戦後統制期日本の政策金融に関する総括の視点

- ・ 先行研究；岡崎[1999]、『日本銀行百年史』第5巻。
- ・ “日銀による民間金融機関融資の規制を通じた間接的な調整”と“復金融資を通じた直接的な調整”という分業的・補完的なものとして捉えている。

↓

- ・ 本稿；日銀が、有力な手段3つすべてを通じて、経済の復興と安定を同時に達成しようとしていたものとして捉え直す。

第1章 東京地方融資懇談会期の復金融資実施過程

■論点と課題

- ・ 序章で挙げた論点のうち、本章で考察したのは、(ロ)資金調達とインフレの関係、(ハ)個別案件の融資決定方法の2つ。

論点(ロ) 資金調達とインフレの関係について

- ・ この時期に行われた2度（前掲表序-4）の増資において、増資額の抑制が行われていたのかを確認することが課題。

論点(ハ) 個別案件の融資決定方法について

- ・ 地方融資懇談会、特に、東京地方融資懇談会での審議の状況はどのようなものであったのか、日本銀行と大蔵省はどのような役割を果たしていたのか、四半期毎の資金枠は守られていたのか、という点を検討することが課題。
- ・ その際、この時期の復金融資実績における大きな変化であった公団向け融資の急増に対して、どのような対応がなされていたのかという点にも注目。

■対象と構成

- ・ 復金が設立された1947年1月下旬から融資手続きの改革が行われた1947年11月下旬までにおける融資実施過程を、四半期毎に、順に考察。
- ・ 本章の構成；4節構成。1946年度第4四半期～1947年度第3四半期（11月下旬まで）の各四半期に対応。
- ・ 各節の構成；増資⇒資金計画⇒融資方針⇒審議の状況⇒資金枠・申込額・承認額・新規貸出額・融資残高増減額の関係。
- ・ また、第1節の初めで、復金設立当初の融資手続に関する先行研究に基づいた確認とそれに対する追加の説明。

■資料

- 東京大学経済学部資料室所蔵の復金資料
 - ・ 復興金融金庫総務部総務課『復興金融委員会通牒綴（1）』
 - ・ 『総々発綴（復金）昭和22年度』

- ・ 『復興資金年度別融資方針に関する資料』
 - ・ 復興金融金庫総務部総務課『東京融資懇談会審議綴 1・2』
 - ・ 『増資関係綴』
 - 『朝日新聞』『日本経済新聞』『読売新聞』
 - 『日本金融史資料 昭和続編』第 23 巻
- ※ いずれも資料群としては新発見のものではない。
- ※ 十分に活用されていなかったものを出来る限り丹念に読み解くことを心掛け。

■考察の結果

論点（ロ）資金調達とインフレの関係について

- ・ 本章が対象とした時期には復金債の発行可能量を増やすため 2 度の増資（前掲表序-4）。
- ・ いずれにおいても増資額の抑制はなされていなかった。
- ・ ただし、それらの増資にもより、この時期には、資本金と払込資本金との差額の範囲内で認められていた復金債の発行力に余裕があった。
- ・ すなわち、資金計画で定められた資金枠を越えた融資を行うことが可能であり、もし、そのような融資が復金債の日銀引受によって賄われたならば、その分だけさらにインフレを悪化させる可能性が潜在していた。
- ・ 実際に、1946 年度第 4 四半期（後掲表 1-2）は、資金計画を約 2 倍も超過する申込に対して資金枠が守られず、当初予定されていた資金源である払込資本金だけでは不足したため復金債発行により追加の資金が調達された。
- ・ しかし、翌 1947 年度第 1 四半期（後掲表 1-4）は、資金計画を上回る申込があったにもかかわらず、資金枠は守られ、続く第 2 四半期（後掲表 1-6）も、資金計画を上回る申込に加えて公団向け融資が本格化したにもかかわらず、資金枠はほぼ守られた。

論点（ハ）個別案件の融資決定方法について

①地方融資懇談会での審議の厳格化

- ・ そのように、復金債の発行により資金計画を無視した融資が可能であった状況の中で、資金枠が守られるようになったのは、東京以外の地方での不徹底という限界はあったものの、地方融資懇談会での審議が厳格化したから。
- ・ 地方融資懇談会での審議は、復金設立当初の 1946 年度第 4 四半期には、融資先や融資条件等に関する議論が活発ではなく、普通金融機関からの融資可能性に関する検討も十分になされていなかった。
- ・ しかし、1947 年度第 1 四半期から、融資額を圧縮される案件が増えたことにより構成員の間で意見対立が起きたり、生産復興・増産を重視する関係官庁の計画遂行よりも資金枠の範囲内に融資を抑制することが優先された決定がなされる案件も確認できるというものになった。
- ・ 第 2 四半期途中からのデータに限られるが、東京地方融資懇談会で承認された案件でも、その承認金額は申込金額の 5 割前後に抑えられていた。

②審議厳格化の主役

- ・ 厳格化に大きな役割を果たしたのは大蔵省と日本銀行。
- ・ 議論活発化の注意、資金枠厳守方針の明確化、融資方針厳守の指示、融資決定一時留保の指示、融資斡旋や保証制度活用の促進、東京地方融資懇談会での案件審議における発言など、復金融資の実施過程に対して、これまでほとんど知られていなかった介入を行っていた。

③抑制が効いた融資残高増加

- ・ 1946年度第4四半期から1947年度第2四半期にかけて、復金の融資残高は、1947年3月末の5,986百万円から1947年9月末の28,845百万円へと約4.8倍に増加。
- ・ しかし、それは、個別案件審議のレベルにおいて大蔵省と日銀によって融資承認額が抑制されていたことを通じて抑制されたものでもあった。
- ・ すなわち、単に経済の復興に追随するだけではない、抑制の効いた増加であった。

第2章 復興金融委員会幹事会期の復金融資実施過程

■論点と課題

- ・ 序章で挙げた論点のうち、本章で考察したのは、(ロ)資金調達とインフレの関係、(ハ)個別案件の融資決定方法、(ニ)赤字融資の3つ。

論点（ロ）資金調達とインフレの関係について

- ・ この時期に行われた4回（前掲表序-4）の増資において、増資額の抑制が行われていたのかを確認することが課題。

論点（ハ）個別案件の融資決定方法について

- ・ 復興金融委員会幹事会での審議の状況はどのようなものであったのか、日本銀行と大蔵省はどのような役割を果たしていたのか、四半期毎の資金枠は守られていたのか、という点を検討することが課題。
- ・ また、先行研究では、1949年2月の制度改革により、復金の自主性は一応制度上は保たれるようになったとされているが、その点を確認するために、幹事会の代りに設置された融資連絡会での協議についても考察（第6節）。

論点（ニ）赤字融資について

- ・ 先行研究では、復金は自主性が制限された融資決定方法ゆえに赤字融資を実施していたという図式が想定されているが、実際には、復金は赤字融資に対してどのような態度をとっていたのかを、復金の融資方針、復金審査部の審査方針、若干の事例を通じて検討。

■対象と構成

- ・ 復興金融委員会幹事会が東京地方融資懇談会の機能を引き継いだ1947年度第3四半期から、新規貸出が停止される1949年3月末までにおける融資実施過程を、四半期毎に、順に分析。
- ・ 本章の構成；6節構成。各節が1947年度第3四半期～1949年度第4四半期の各四半期に対応。
- ・ 各節の構成；増資⇒資金計画⇒融資方針⇒審議の状況⇒資金枠・申込額・承認額・新

規貸出額・融資残高増減額の関係。

- ・ また、制度面に関して、第1節で、これまでよく知られていなかった、幹事会と地方融資懇談会との関係と、復金内での融資決定手続きについて明らかにしている。

■資料（波線；第1章に追加）

- 東京大学経済学部資料室所蔵の復金資料
 - ・ 復興金融金庫総務部総務課『復興金融委員会通牒綴（1）』
 - ・ 『総々発綴（復金）昭和22年度』『総々発綴（復金）昭和23年度』
 - ・ 『復興資金年度別融資方針に関する資料』
 - ・ 復興金融金庫総務部総務課『東京融資懇談会審議綴1・2』
 - ・ 『増資関係綴』
 - ・ 『復金週報』
 - 『朝日新聞』『日本経済新聞』『読売新聞』
 - 『日本金融史資料 昭和続編』第23巻
- ※ いずれも資料群としては新発見のものではない。
- ※ 十分に活用されていなかったものを出来る限り丹念に読み解くことを心掛け。

■考察の結果

論点（ロ）資金調達とインフレの関係について

①GHQによる増資の抑制

- ・ 本章が対象とした時期には、貸出資金の源泉としての復金債の発行可能高を上げるため、4度の増資が行われ、復金の資本金は550億円から1,450億円へと増加。
- ・ しかし、4度すべてにおける資本金の増加額は、GHQによって大幅に削減されたものであった。
- ・ 日本側の増資案は、大蔵省、経済安定本部、日銀、復金によって検討・作成され、それらの中では、日銀の主張によって増資額が抑えられた案もあったが、GHQはそれらをさらに圧縮した額の増資しか認めなかった。
- ・ しかも、1948年7月12日の増資以外は、1四半期分だけの所要資金を賄うものであったから、東京地方融資懇談会期とは異なり、1948年度第2四半期以外は、資金計画を無視した融資を行うための復金債発行余力もなかった。
- ・ すなわち、1947年度第4四半期以降の復金融資は、GHQにより、増資額の削減という手段を通じて、外枠から抑制されるようになっていた。

②資金枠厳守の維持（後掲表2-4・7・12・13・14・17）

- ・ そのようにGHQによる資金調達面からの抑制により資金枠自体が窮屈なものとなっていた状況の中で、一般産業からの申込額は、GHQによる争議中の炭鉱に対する融資停止指示という特殊事情があった1948年度第3四半期を除いて、資金枠を超過していた。
- ・ 東京地方融資懇談会廃止に伴い、申込受付の段階で、復金により、ある程度の選別が行われるようになっていたと考えられるが、復金融資に対する借入需要は、それ

だけでは捌き切れないほど大きかったということだろう。

- ・ しかし、一般産業向けの承認額や新規貸出額は、わずかに上回る期もあったものの、ほぼ資金計画で設定された資金枠の範囲内にまで抑えられていたし、公団向けも含めた残高純増額は、資金計画で許容された資金調達額、増資額、GHQ によって認められた復金債発行額と、ほぼ同額の期もあったが、多くの期で下回っていた。
- ・ ただし、産業別にみれば、融資承認や貸出実行の段階においても、鉱業と電気業は資金枠を上回ったままであった一方で、他の一般産業向けの融資が圧縮される場合が多かった。
- ・ すなわち、資金計画の段階よりも鉱業や電気業向けの融資を優先しつつ他の一般産業向け融資を抑制することで、資金枠の厳守が維持されていたのである。

論点（ハ）個別案件の融資決定方法について

①幹事会での審議状況と日銀の融資抑制的態度

- ・ そのように資金枠を厳守する上で重要であった、融資承認の段階における鉱業と電気業以外の一般産業向け融資の資金計画における以上の抑制には、復金が自主的に融資圧縮方針を採用していたこと（1947年度第4四半期、1948年度第1四半期）や、GHQの事前審査により運転資金融資が認められなくなったこと（1948年度第3四半期以降）も重要な役割を果たしていたと考えられるが、より重要な役割を果たしていたのは復興金融委員会幹事会での日銀、大蔵省、経済安定本部による復金融資抑制的な態度であったのではないかと考えられる。
- ・ 幹事会での審議状況は、復金が、議事規則を作り、出席者を制限し、出席者の発言は所属を代表させてでも無責任な発言を控えさせるべきだと、復金が不満を感じるほどに、復金以外の幹事が、個々の案件の金額や条件にまで、あるいは、責任のとれない範囲まで発言を行うような活発なものであった。
- ・ 復金以外の幹事の中で、特に、復金融資に対して抑制的な態度を示していたのが日銀。

	1947年度 第4四半期			1948年度 第1四半期			1948年度 第2四半期			1948年度 第3四半期			1948年度 第4四半期		
	日銀	大蔵	安本	日銀	大蔵	安本	日銀	大蔵	安本	日銀	大蔵	安本	日銀	大蔵	安本
案件数	4	0	3	18	6	8	7	3	0	6	2	0	2	0	0
取上げ時期の妥当性	1			2											
融資対象としての妥当性			1	9	5	5	1	2		2			1		
需給状況からみた 設備投資の必要性				1			2			1					
申込先現有能力からみた 設備投資の必要性				1						2			2		
輸出の見通し							1								
申込先に関する評価				1						2					
事業の見通し			1	2		1									
原材料調達				1						1	1				
償還の見通し	1		1	1	1	1	1	1							
返済期限				1											
復金借入の必要性	1			2			2			1					
融資方法 (復金直接貸の必要性)				1		1									
資金枠との関係			1			2	1								
同種申込との関係							1								
その他	1			2	1		1				1				

出所)『東京融資懇談会審議綴1・2』、『復金週報』より作成。

②融資連絡会での日銀

- ・ 1949年2月の機構改革により、復金の自主性は、制度上は強化されたが、幹事会に代って復金理事長の諮問機関として設置された融資連絡会においても、日銀は、期待されていた資金調整面での打合せの範囲を越えた発言を続けていた。
- ・ しかも、その意見は融資連絡会での協議の結論に反映されていたから、関与できる範囲は狭められたとはいえ、依然として、復金融資の個別案件選別レベルへの日銀の影響力は無視し得ないものであった。

③二重の抑制が効いた融資残高増加

- ・ 1947年度第3四半期か～1948年度第4四半期にかけて、復金の融資残高は、1947年9月末の28,845百万円から1949年3月末には131,965百万円へと約4.6倍も増加。
- ・ しかし、それは、資金調達レベルにおいてGHQによって増資額が削減されていたことと、個別案件審議レベルにおいて日銀と大蔵省によって融資承認額が抑制されていたことを通じて、二重の抑制が効いた増加であった。

論点（二）赤字融資について

- ・ 復金が赤字融資に対して否定的ではなかったことを示すいくつかの事実。

①方針上の廃止原則と実際上の容認姿勢（1947年度第3四半期）

- ・ 1947年度第3四半期の復金融資方針；赤字融資は原則として採り上げない。
- ・ しかし、復金は、肥料会社への赤字融資案件において、「裏付けのない」＝返済の裏付けのない＝回収の見込みがない赤字融資は採り上げ得ない「立場にある」としつつも、赤字融資を行わなかった場合に生ずる企業維持への重大な影響を懸念して、事実上容認の態度を示していた。

②自主的に制電赤字融資として復活（1947年度第4四半期）

- ・ 1947年度第4四半期に、復金によって自主的に作成された融資方針では、電力制限によるものについて必要最小限度と限定付きではあるが、赤字融資が融資対象として復活。

③自主的な赤字融資継続方針（1948年度第2四半期）

- ・ 閣議決定「価格補正に伴う当面の産業金融対策」（1948年7月12日）により、物価改訂後の赤字融資は行わないとされ、また、GHQ 経済科学局財政金融課のフィリップスも「赤字融資から手を引かなければならない」という見解を表明していたにもかかわらず、復金は、自主的に作成した暫定融資方針や資金計画決定後に改めて決定した融資方針において、物価改正に伴う経過措置として赤字融資を容認。

④赤字融資に対する復金審査部の「金融判断」

- ・ 復金審査部の審査方針（1948年7月28日の支所連絡会で審査部長が説明）は、より積極的に赤字融資を肯定しており、過剰人員や不採算工場の整理などの合理化を前提

として赤字融資を行うということも、当時の復金にとっては「金融判断」の一つとされていた。

- ・ そのような判断に基づいて、復金が既往融資のある企業に合理化を条件とした赤字融資を行うべきだとした案件に対して、幹事会で反対したのは大蔵省、安本、日銀。
- ・ そのような幹事会での審議に対して、復金は、「金庫の既融資会社については、金庫の自主的判断を充分尊重してもらわぬと債権保全を期し難い」という不満を持っていた。

⑤東芝向け赤字融資（1948年度第3四半期）

- ・ この案件に対して、GHQ 経済科学局財政金融課が「赤字資金と解釈して抑制」してきたが、復金は「本件が物価改訂に伴う増加運転資金であり金庫融資の已むない旨を強調」して反論。
- ・ 市中銀行との協調融資とはなかったが、GHQ の反対を押し切って融資が行われた。

①～⑤より

- ・ 復金が赤字融資を行っていたのは、政府の政策に従わざるをえなかったからだけでなく、先行研究が想定していたように融資決定において自主性が制限されていたからだけでもなかった。

第3章 石炭鉱業向け復金融資実施過程

- ・ 復金融資と赤字融資の最大の借り手であった石炭鉱業向けの融資実施過程を分析。

■論点と課題

- ・ 序章で挙げた論点のうち、本章で考察したのは、(ハ) 個別案件の融資決定方法、(ニ) 赤字融資の2つ。

論点（ハ）個別案件の融資決定方法について

- ・ 『通商産業政策史』第3巻が言及している「炭鉱特別融資委員会」（正式名称は、炭鉱特別運転資金融資審査委員会）が考察の焦点。
- ・ しかし、炭鉱特別運転資金融資審査委員会については、『通商産業政策史』第3巻においても、「石炭、電力の案件については、内閣に炭鉱特別融資委員会と電力特別融資委員会が復興金融委員会の議に付される前に審議を行っており、実際には大きな権限をもっていた」（206-207頁）と記述されているのみであり、その設置経緯、活動内容、活動期間など基本的なことすら知られていない。
- ・ 従って、資料上の制約から全面的には明らかにしえないが、それらを可能な限り明らかにすることも課題の1つ。

論点（ニ）赤字融資について

- ・ 石炭鉱業＝復金融資・赤字融資の最大の貸出先
- ・ 低物価政策あるいは労働政策のしわ寄せを受けている石炭鉱業企業に政府が救済手段を講じていただけなのか、非効率な企業の存続を助長するだけのものではなかったのか、を確認することが課題。

↓

以上の課題を通した本章の問い

- ・ 傾斜生産方式による日本経済の戦後復興の要とされていた石炭増産のために、復金融資は、何の制約もなく、ただ追従的に実施され、非効率な企業を存続させようとしていただけだったのかということ。

戦後統制期の石炭鉱業を取り上げている先行研究

- ・ 島西 [2011]；先行研究（『日本開発銀行史』）による理解の範囲を越えていない。
- ・ 中村 [1956]、荻野 [2002]；資金調達において復金融資が重要な役割を果たしていたとされているだけで、その融資がどのように実施されていたのかには無関心。

■本章の構成

はじめに

第1節 3,000万トン出炭計画と復金融資；1946年度第4四半期～1947年度第2四半期

第2節 石炭鉱業向け赤字融資厳格化の試み

第3節 増産重視の団体協約

第4節 炭鉱特別運転資金融資要綱に基づく赤字融資

第5節 貸金三原則と石炭鉱業向け復金融資停止問題

第6節 復金内における石炭鉱業向け融資の取り扱い方

おわりに

■資料

- 東京大学経済学部図書館所蔵
 - ・ 「経済安定本部 戦後経済政策資料」財政金融 R3
 - ・ 石川一郎文書所収「炭鉱特別運転資金融資審査委員会関係（昭 22～23）」K46.1、K46.2、R-100
 - 東京大学経済学部資料室所蔵の復金資料
 - ・ 『総々発綴（復金）昭和 22 年度』
 - ・ 『復興資金年度別融資方針に関する資料』
 - ・ 『復金週報』
 - 『朝日新聞』『日本経済新聞』『読売新聞』
 - 『日本金融史資料 昭和続編』第 21 巻、第 23 巻。
 - 根津知好編『石炭国家統制史』財団法人日本経済研究所、1958 年。
 - 日本石炭鉱業連盟編『石炭労働年鑑』昭和 23 年版、昭和 24 年版。
 - 『井華旬報』（慶應義塾大学図書館所蔵）
 - 日本炭鉱労働組合編『炭労十年史』労働旬報社、1964 年。
 - 『経済安定本部 戦後経済政策資料』第 1 巻、日本経済評論社、1994 年。
 - 大蔵省財政史室編『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社、1983 年。
- ※ いずれも資料群としては新発見のものではない。
- ※ 十分に活用されていなかったものを出来る限り丹念に読み解くことを心掛け。

■各節における考察の課題と結果**第1節 3,000万トン出炭計画と復金融資；1946年度第4四半期～1947年度第2四半期**

- ・ 1946年度第4四半期から1947年度第2四半期を対象として、傾斜生産方式により1947年度出炭目標が3,000万トンに設定された経緯、それにより過大な目標を課された石炭鉱業側からの資金供給に関する要望、そして、石炭鉱業向け復金融資の実績を確認した上で、この時期の石炭鉱業向け復金融資の実施状況を考察し、石炭庁が要求した融資のすべてが実施されていたか否かを検討。

↓

- ・ 復金の業務開始（1947年1月）から1947年度第2四半期までの石炭鉱業向けの融資実施過程については不明な点が多いが、傾斜生産方式により石炭生産3,000万トンという過大な目標が課せられた石炭鉱業側から資金供給に関する要望が出されていた中で、設備資金融資に関しては、石炭庁が要求した全額が融資されていたわけではなく、また、経済安定本部が作成した資金配分計画通りに融資されていたわけでもなく、資材入手の状況、計画の進捗度、その妥当性等を考慮して融資がなされていた。
- ・ この時期までは、経済安定本部、大蔵省、日本銀行と復金は、石炭鉱業に対しても、融資すべきものは融資し、そうでないものは融資しないという方針を、ある程度、保持できていたと考えられる。
- ・ しかし、GHQが、炭鉱国管問題との関係で、3,000万トン以上の出炭を強硬に要求するようになっていたことから、上述の日本側金融関係当局は、設備資金の融資方針について譲歩を余儀なくされた。

第2節 石炭鉱業向け赤字融資厳格化の試み

- ・ 炭鉱特別運轉資金融資審査委員会の設置を定めた炭鉱特別運轉資金融資要綱が決定された経緯、同要綱に基づいて実施されることになった赤字融資の要件が当時の炭鉱企業にとってクリアすることが難しかったのか容易であったのかを検討。

↓

- ・ 片山内閣がGHQの増炭圧力に応じて閣議決定（1947年10月3日）した「石炭非常増産対策要綱」は、石炭増産のためにあらゆる便宜を石炭鉱業に与えるというのではなく、物価水準と賃金水準の堅持を重視しており、炭鉱経営の収支均衡と労働賃銀の増収は、炭価の引上げではなく、炭鉱経営の徹底的改善および生産能率の向上を通じた生産の増大によるべきであるとされていた。
- ・ さらに、石炭鉱業向け融資に関して、「炭鉱経営の合理化及び之による生産増加に必要な資金を確保することに重点を置き各個別に合理化の具体策、生産増加計画等を審査」して実施するという考え方に基いて、「炭鉱特別運轉資金融資要綱」が閣議で決定（1947年10月31日）された。
- ・ その融資審査のために設置されたのが炭鉱特別運轉資金融資審査委員会と同幹事会。
- ・ 「炭鉱特別運轉資金融資要綱」には、「融資を受けることを得ないで、経営不能に陥る炭鉱を生ずることも止むを得ない」と明記されており、その中で定められていた融資要件も当時の炭鉱企業にとっては厳しいものであった。

- ・ そのうち、能率（本年度第 2 四半期の生産能率が前年同期に比し 1 割以上向上させること）と出炭量（上期において 3 千万トンベース生産割当を完遂すること）に関する要件はほとんどの炭鉱がクリアしていなかったと推定される状況であったため、増産重視の経過的措置として融資が実施された。

第 3 節 増産重視の団体協約

- ・ その経過的措置以降に、石炭鉱業が「特別運転資金」＝赤字融資を受けられるか否かは、もう一つの要件であった、「石炭非常増産対策に掲げる三作業方式の孰れか又はこれに準ずる作業方式を実行し生産効率の向上につき明確なる団体協約」が成立するか否かにかかっていた。
 - ・ ⇒労資間の団体協約が締結されるまでの交渉過程を跡付ける。
- ↓
- ・ この要件は、日本石炭鉱業連盟と炭労、同連盟と全石炭との間に、増産準備金と生産奨励金に関する仮協定が締結されたことでクリアされた。
 - ・ しかし、どちらの団体交渉も容易には妥結せず、争議実施直前の政府介入により、ようやく仮協定が締結されている。
 - ・ この政府の介入は、GHQ の強硬な増炭圧力を考慮して、争議による減産を避けるために行われたものと考えられる。
 - ・ しかも、どちらの仮協定も、「炭鉱特別運転資金融資要綱」が要求していたものとは異なり、経営合理化ではなく増産が重視されたものとなっていた。

第 4 節 炭鉱特別運転資金融資要綱に基づく赤字融資

- ・ 労資間の団体協約成立後に炭鉱特別運転資金融資審査委員会によってどのような赤字融資が取扱われたのかを検討。
- ↓
- ・ 1947 年 12 月の増産準備金から 1948 年 6 月分までの赤字融資が炭鉱特別運転資金融資審査委員会と同幹事会によって決定されていた。
- ↓
- ・ このことは、「炭鉱特別運転資金融資要綱」による石炭鉱業向け赤字融資厳格化の試みが失敗したことを意味している。
 - ・ 失敗の理由は、赤字融資の厳格化を目的として厳しい要件を設けたために、逆に、それらをクリアされてしまうと、赤字融資に反対する正当性がなくなったからと考えられる。
- ↓
- ・ しかし、炭鉱特別運転資金融資審査委員会は、「賃金三原則」により赤字融資が廃止されるまで、存続していたわけではない。
 - ・ 同委員会が融資審査を担っていた「特別運転資金」は、炭価を引き上げないという前提に基づいて実施されることになったものであったから、炭価改訂に向けた動きとともに 1948 年度第 1 四半期から見直しの動きがみられるようになった。
 - ・ その見直しの動きの中で、経済安定本部、GHQ、日銀・復金（両方または一方）は石

炭鉱業向けの赤字融資を抑制しようとしていたのに対して、石炭庁と商工省だけでなく石炭鉱業側も継続を求めている。

第5節 賃金三原則と石炭鉱業向け復金融資停止問題

- ・ 1948年7月12日に閣議決定された「価格補正に伴う当面の産業金融対策」により炭鉱特別運転資金融資審査委員会が廃止された後も、石炭鉱業向けの赤字融資は行われていたが、1948年11月6日にGHQから示された「賃金三原則」により完全に廃止された。
- ・ 1948年10～11月に、労資、政府、復金、GHQの間で行われた、賃金の引上げ、物価水準の維持、3,600万トン出炭目標の達成という同時に達成することが困難な利害をめぐって行われた交渉の過程を跡付ける。

↓

- ・ このときのGHQは、ストライキによる減産を招いても賃上げによるインフレの高進は阻止しなければならない、というように物価安定を重視するようになっていたが、実際に、労働側による全国波状スト敢行を受けて、石炭鉱業向けのすべての復金融資を停止するよう指示を出した。
- ・ 日本側の働きかけとGHQ内における意思疎通の不十分さが原因であったこともあり、すぐに再開されたものの、一時、炭鉱の復興に不可欠な設備資金の融資も停止される事態となった。

※ 以上の第1-5節の考察結果より、石炭鉱業向けの復金融資は、傾斜生産方式による日本経済の戦後復興の要とされていた石炭増産のために、何の制約もなく、ただ追隨的に行われ、非効率な企業を存続させようとしていただけではなかったと考えられる。

第6節 復金内における石炭鉱業向け融資の取り扱い方

- ・ 断片的な記述資料に基づいてではあるが、第4節以降で対象とする時期の石炭鉱業向け融資が復金内でどのように取り扱われていたのかを検討。

↓

- ・ 1947年11月に石炭金融部が新設されてから1948年末までにおいて、炭鉱企業自体が経理内容を把握していないことと、復金の人員・機構が不十分であったことから、石炭金融部長自らが認めるほどルーズな調査しか行われていなかった。
- ・ そのため、石炭鉱業向け融資の担当者たちによって、復金だけで自主的に石炭鉱業向け融資を行うことは不可能だと考えられていた。
- ・ ただし、仮に、人員と機構が十分なものであったとしても、または、審査部が石炭鉱業向けの審査を担当していたとしても、傾斜生産方式により3,000万トン、3,600万トンという出炭目標が設定され、その達成のために、資材が重点的に投入され、GHQからも強硬な圧力がかかっていた中で、出炭計画未達成の原因ともなったかもしれない融資判断を、本当に、復金が自主的に下すことができたのかについては、簡単に答えが出せる問題ではないと考えられる。

終章

- ・ 第1～3節；第1章から第3章における実証分析の結果を、序章で挙げた3つの論点に則してまとめ直す。
- ・ 第4節；分析結果の総括。

第1節 論点（ロ）資金調達とインフレの関係について

- ・ 資本金の増加抑制が行われていたかどうかについて第1章と第2章で検討した結果、
- ・ 本稿が対象とした期間に実施された6度の増資（前掲表序-4）のうち、最初の2回の増資では、増資額が抑制された形跡はなかったが、その後の4回のすべての増資では、GHQによって増資額が大幅に削減されていたことが明らかとなった。
- ・ 復金の増資案は、大蔵省、経済安定本部、日銀、復金によって検討・作成され、それらの中には、日銀の主張によって増資額が抑えられた案もあったが、GHQはそれらをさらに圧縮した額の増資しか認めなかった。
- ・ このGHQによる増資額削減は、復金融資を外枠から抑制することで、インフレの更なる悪化を抑制していたという点で重要な意義をもっていたと考えられる。

第2節 論点（ハ）個別案件の融資決定方法について

- ・ 先行研究は、外部機関の関与により復金の金融判断の自主性が十分に発揮されなかったために、政策代行機関としての性格が前面に強く押し出された、または、インフレやモラル・ハザード（非効率な企業の維持・拡大）の原因になった、というマイナスの評価をしていたが、いずれも実証分析を欠いた見解であった。

①インフレの原因であったという評価について

- ・ 資金計画によって決められた資金枠の範囲内に収まるような融資決定がなされていたか否かを四半期毎に確認するという方法で第1章と第2章において検証。

↓

- ・ 復金が設立されたばかりの1946年度第4四半期は資金枠が守られていなかったが、それ以降は資金枠がほぼ守られていたことを確認できた。
- ・ 従って、個別案件の融資決定がインフレの原因となっていたという先行研究の評価は、復金が設立された1946年度第4四半期についてのみ当てはまるものであったと修正されなければならない。

②政策代行機関化の原因であったという評価について

- ・ 復金の自主性を制限していたとされている外部機関（復興金融委員会、同幹事会、地方融資懇談会）の構成員であった日銀と大蔵省が、個別案件の融資決定に対してどのような役割を果たしていたのか、という点に注目しつつ、第1章と第2章において、考察。

↓

- ・ 東京地方融資懇談会とその機能を引き継いだ復興金融委員会幹事会において、日銀と大蔵省が、資金枠厳守、復金融資抑制に重要な役割を果たしていたことを確認できた。

①と②より

- ・ 復金の個別案件の融資決定方法については、先行研究による、“融資を受けようとする産業とその所管省庁側”と“自らの責任において融資を実行しようとする復金”という二元論的把握ではなく、それらに、“インフレ抑制の観点から復金融資を抑制しようとする日銀と大蔵省”を加えた三極構造として捉え直す必要がある。
- ・ ただし、復金の最大の貸出先であった石炭鉱業に対しては、資金計画で設定された資金枠を超える融資が行われていたが、その融資も、傾斜生産方式による日本経済の戦後復興の要とされていた石炭増産のために、何の制約もなく、ただ追従的に行われていたわけではなかったことを第3章で明らかにした。

第3節 論点（二）赤字融資について

- ・ 先行研究は、赤字融資を復金を実施した原因は、融資決定において自主性が制限されていたからであったとし、また、赤字融資はモラル・ハザード（非効率な企業の存続を助長し、結果として企業の効率性向上に対するインセンティブを失わせること）を引き起こした、ともしている。

↓

- ・ 第2章の考察⇒復金が赤字融資を行っていたのは、政府の政策に従わざるをえなかったからだけでなく、先行研究が想定していたように融資決定において自主性が制限されていたからだけでなく、
- ・ 第3章の考察⇒赤字融資の最大の借り手であった石炭鉱業に対しても、ただ単に非効率な企業を存続させようとしていただけではなく、増産を優先するという政策によって徹底されなかったとはいえ、炭鉱特別運転資金融資要綱に基づいて赤字融資の厳格化が試みられていたことが明らかとなった。
- ・ また、赤字融資については、日銀と当時の総裁一万田尚登が抑制的な姿勢を示していたことも、第2章と第3章の考察の中で確認できた。（本発表では不可取上）

第4節 総括**①復金の融資について**

- ・ 先行研究；復金の融資に関して評価する際、論点（イ）以外はマイナスの評価。
- ・ 本稿の実証分析の結果；論点（ロ）（ハ）（ニ）についても、マイナス面ばかりではなく、プラスに評価し直すべき面もあった。

↓

- ・ もう少し言葉を足すと（公開発表会での追加弁明）、
- ・ 復金の融資決定方法は、復金にとっては自主性を制約するものであったかもしれないが、そのことが復金融資の副作用の原因であったという実証的根拠は現時点では乏しく、むしろ、復興と安定の同時達成という当該期の重要課題に適合的なものであった。

②戦後統制期日本における政策金融について

- ・ 戦後統制期における日本の政策金融は、金融機関資金融通準則に基づく融資規制、日銀による融資斡旋、そして、復金という3つの有力な手段により形成されていた。

- ・ それらの内、融資規制と融資斡旋に対して日銀が大きく関わっていたことは先行研究により知られていた。
- ・ その一方で、復金に対する日銀の関わりについては、日銀関係者が復興金融委員会、同幹事会、地方融資懇談会の構成員となっていたことや、地方融資懇談会が日銀支店長（本店では資金調整局長）の諮問機関であったこと、というように制度上の関係が知られていただけであり、日銀が、復金融資に対してどのような態度で臨んでおり、復金融資においてどのような役割を果たしていたのか、は不明なままであった。
- ・ そのため、戦後統制期日本における資金配分の政策的な調整の仕組みは、日銀による民間金融機関融資の規制を通じた間接的な調整と復金融資を通じた直接的な調整というように、分業的・補完的なものとして捉えられてきた。

↓

- ・ しかし、日銀は、復金の増資、個別案件審議、赤字融資について、抑制的な態度を示しており、それらに対して無視し得ない役割を果たしていた。
- ・ 従って、戦後統制期日本の政策金融は、日銀が、その有力な手段 3 つすべてを通じて、「背後から傾斜金融を押し進め、経済の復興と安定を同時に達成しようとしていた」（『日本銀行百年史』第 5 巻、96 頁）ものとして把握し直す必要がある。

↑

※ 伊藤 [2012] の議論を発展的に継承。

- ・ 1945 年 8 月の敗戦からドッジ・ラインにかけて日本銀行に課せられた中軸的課題は「生産復興とインフレ抑制の同時達成」であった。
- ・ そのような状況の中で、日本銀行の金融政策の中核に置かれたのは融資規制と融資斡旋の組合せによる資金の質的調整であった。
- ・ そのことは、生産の回復によるインフレの進行鈍化を実現するとともに、価格調整政策の限界の露呈を防ごう、あるいはできるだけ遅らせようとする日銀のぎりぎりの選択であった。
- ・ （ただし、本稿執筆中に同論文の存在に気付かず。公開発表会での追加弁明。）

③残された課題

- 復興金融委員会・電力融資委員会・東京以外の地方融資懇談会での審議状況、復金による審査と管理回収について分析を進め、改めて、復金の全体像を示すこと。
- まだ何か資料が出てくる可能性がある資料群
 - ・ GHQ/SCAP 文書（国会図書館）
 - ・ 愛知揆一文書（国立公文書館）

本発表中の文献（登場順）

- ・ 岡崎哲二「日本開発銀行の設立と初期の政策金融」宇沢弘文・武田晴人編『日本の政策金融 I 一高成長経済と日本開発銀行』東京大学出版会、2009 年、第 1 部。
- ・ 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 12 巻、東洋経済新報社、1976 年。
- ・ 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第 3 巻、通商産業調査会、1992 年。

- ・ 復興金融金庫『復金融資の回顧』1950年。
- ・ 岡崎哲二「政策金融機関の明暗—復金と開銀の歴史」同『経済史の教訓—危機克服のカギは歴史の中にあり』ダイヤモンド、2002年。
- ・ 杉浦勢之「戦後復興期の銀行・証券—「メインバンク制」の形成をめぐって」橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』東京大学出版会、1996年。
- ・ 加藤健太「昭電疑獄と復金融資の「監査」体制—制度的枠組みとその実態—」高崎経済大学経済学会『高崎経済大学論集』第52巻第1・2号、2009年。
- ・ 岡崎哲二「戦後日本の産業政策と政府組織」青木昌彦・奥野（藤原）正寛・岡崎哲二編『市場の役割 国家の役割』東洋経済新報社、1999年。
- ・ 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、1985年。
- ・ 島西智輝『日本石炭産業の戦後史—市場構造変化と企業行動』慶應義塾大学出版会、2011年。
- ・ 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』2002年。
- ・ 中村隆英「戦後統制期における石炭鉱業の蓄積過程」東京大学教養学部社会科学科編『社会科学紀要』1956、1957年3月。
- ・ 荻野喜弘「占領期における石炭鉱業」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002年、第4章。
- ・ 伊藤正直「戦後ハイパー・インフレと中央銀行」日本銀行金融研究所『金融研究』第31巻第1号、2012年1月。

表1-2 1946年度第4四半期の資金枠と融資状況

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中斡旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	1,350	1,455	1,238			178	1,238	1,548	1,519
（内石炭）	1,200								
繊維工業	50	129	102		10	15	102	49	49
金属工業	850	1,060	685	10		7	695	361	359
（内鉄鋼）	550								
機械器具工業	550	588	419		10	27	419	886	850
窯業	0	25	20			5	20	50	50
化学工業	450	1,048	785	60	1	53	845	1,207	1,117
（内肥料）	400								
電気業	200							305	303
交通業	80	879	647		0.2	7	647	121	120
その他	470	2,587	1,997		26	263	1,997	652	622
一般産業計	4,000	7,771	5,892	70	48	554	5,962	5,179	4,987
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		108	85.1			12.2	92	115	
（内石炭）									
繊維工業		257	79.2		7.8	11.4	204	99	
金属工業		125	64.6	0.9		0.6	82	42	
（内鉄鋼）									
機械器具工業		107	71.2		1.8	4.7	76	161	
窯業		+25百万円	78.3			19.8		+50百万円	
化学工業		233	75.0	5.7	0.1	5.0	188	268	
（内肥料）									
電気業								153	
交通業		1,099	73.6		0.02	0.7	809	151	
その他		550	77.2		1.0	10.2	425	139	
一般産業計		194	75.8	0.9	0.6	7.1	149	129	

出所)『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、日本銀行資金局復興金融課『復興金融統計資料』1949年3月、26-45、68-83、105-124頁より作成。

注) 網掛け; 100%超のもの。

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中幹旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	4,010	5,398	4,746			13	4,746	4,102	4,044
（内石炭）	3,710							3,679	3,696
繊維工業	550	463	99			330	99	60	54
金属工業	550	882	621			20	621	686	697
（内鉄鋼）	550							680	695
機械器具工業	480	812	500	15	2	53	515	512	481
窯業	80	132	73		1	32	73	51	50
化学工業	800	913	737	4		73	741	1,033	873
（内肥料）	750							683	664
電気業	300	170	170				170	263	243
交通業	600	358	277		0	71	277	168	162
その他	425	1,021	607		6	260	607	751	599
一般産業計	7,795	10,148	7,830	19	9	851	7,849	7,626	7,202
公団	1,205							325	325
合計	9,000							7,951	7,527
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	
鉱業		135	87.9			0.2	118	102	
（内石炭）								99	
繊維工業		84	21.3			71.3	18	11	
金属工業		160	70.5			2.3	113	125	
（内鉄鋼）								124	
機械器具工業		169	61.5	1.8	0.2	6.5	107	107	
窯業		165	55.2		0.4	24.0	91	63	
化学工業		114	80.8	0.4		8.0	93	129	
（内肥料）								91	
電気業		57	100.0				57	88	
交通業		60	77.3		0.1	19.8	46	28	
その他		240	59.5		0.6	25.5	143	177	
一般産業計		130	77.2	0.2	0.1	8.4	101	98	
公団								27	
合計								88	

出所)『日本の政策金融I』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。
注)網掛け:100%超のもの。

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中幹旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	5,645	7,936	5,707			69	5,707	5,612	4,720
（内石炭）	5,100							5,265	4,384
繊維工業	280	200	159	4		1	163	176	224
金属工業	660	1,386	495	643	22	41	1,138	480	600
（内鉄鋼）	630							458	444
機械器具工業	640	899	384	118		55	501	439	398
窯業	40	53	16	10		4	26	26	25
化学工業	1,410	2,034	1,371	80	2	76	1,451	1,359	1,117
（内肥料）	1,000							1,103	1,055
電気業	400	400	100	260			360	100	100
交通業	300	320	194	50		5	244	446	444
その他	1,085	1,451	697	19	287	116	716	746	458
一般産業計	10,460	14,678	9,123	1,183	310	367	10,306	9,383	8,086
公団	9,630							11,310	7,245
合計	20,090							20,693	15,331
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		141	71.9			0.9	101	99	
（内石炭）								103	
繊維工業		72	79.4	2.1		0.6	58	63	
金属工業		210	35.7	46.4	1.6	3.0	172	73	
（内鉄鋼）								73	
機械器具工業		140	42.7	13.1		6.1	78	69	
窯業		131	30.3	19.0		6.7	65	66	
化学工業		144	67.4	3.9	0.1	3.7	103	96	
（内肥料）								110	
電気業		100	25.0	65.0			90	25	
交通業		107	60.7	15.6		1.7	81	149	
その他		134	48.0	1.3	19.8	8.0	66	69	
一般産業計		140	62.2	8.1	2.1	2.5	99	90	
公団								117	
合計								103	96

出所)『日本の政策金融I』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。
注)1. 網掛け:100%超のもの。
2. 下段の「残高純増額」-「合計」は、1947年度第2四半期復元資金計画における残高純増許容額16,000に対する比率。

表2-4 1947年度第3四半期の資金枠と融資状況

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中斡旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	4,330	4,999	4,884		0.2	16	4,884	8,113	6,316
（内石炭）	—							7,453	5,672
繊維工業	440	319	182	21		8	203	180	167
金属工業	470	679	215	131	100	14	346	191	-13
（内鉄鋼）	—							169	-10
機械器具工業	680	1,513	269	769	30	67	1,038	424	384
窯業	80	44	22	9	2	7	31	30	21
化学工業	1,450	2,357	989	657	40	50	1,646	757	707
（内肥料）	—							521	499
電気業	1,590	2,181	688	851			1,538	521	521
交通業	630	525	348	66	1	10	414	577	548
その他	1,780	1,526	882	397	30	84	1,279	851	781
一般産業計	11,450	14,143	8,479	2,901	203	257	11,380	11,644	9,433
公団	7,523							20,587	5,932
合計	18,973							32,231	15,365

	B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業	115	97.7		0.003	0.3	113	187		
（内石炭）									
繊維工業	72	57.2	6.6		2.5	46	41		
金属工業	145	31.7	19.3	14.7	2.1	74	41		
（内鉄鋼）									
機械器具工業	223	17.8	50.8	2.0	4.5	153	62		
窯業	55	50.2	19.7	4.6	15.9	38	38		
化学工業	163	42.0	27.9	1.7	2.1	114	52		
（内肥料）									
電気業	137	31.5	39.0			97	33		
交通業	83	66.3	12.6	0.2	1.9	66	92		
その他	86	57.8	26.0	2.0	5.5	72	48		
一般産業計	124	60.0	20.5	1.4	1.8	99	102		
公団							274		
合計							170		88.8

出所)『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。

注)1. 網掛け:100%超のもの。

2. 下段の「残高純増額」-「合計」は、1947年度第3四半期復金資金計画における残高純増許容額17,300百万円に対する比率。

表2-7 1947年度第4四半期の資金枠と融資状況

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中斡旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	7,585	8,767	8,591	11	0	3	8,602	7,461	5,271
（内石炭）	—							6,935	5,085
繊維工業	630	527	330	64		3	394	225	221
金属工業	1,190	1,200	505	234	34	12	738	494	489
（内鉄鋼）	—							443	440
機械器具工業	1,205	2,154	644	478	17	59	1,123	730	708
窯業	80	34	12	13		8	24	24	21
化学工業	2,195	2,544	1,042	713	5	37	1,755	1,287	1,235
（内肥料）	—							995	974
電気業	1,600	2,641	1,823	214	182		2,037	1,708	1,641
交通業	1,005	533	317	65		34	382	479	391
その他	1,160	1,014	489	71	4	388	560	763	578
一般産業計	16,650	19,416	13,753	1,863	241	543	15,615	13,172	10,556
公団	7,793							22,994	4,698
合計	24,443							36,166	15,253

	B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業	116	98.0	0.1	0.0	0.03	113	98		
（内石炭）									
繊維工業	84	62.6	12.2		0.6	63	36		
金属工業	101	42.0	19.5	2.8	1.0	62	42		
（内鉄鋼）									
機械器具工業	179	29.9	22.2	0.8	2.7	93	61		
窯業	43	34.5	36.6		21.9	30	30		
化学工業	116	41.0	28.0	0.2	1.5	80	59		
（内肥料）									
電気業	165	69.0	8.1	6.9		127	107		
交通業	53	59.5	12.1		6.4	38	48		
その他	87	48.2	7.0	0.4	38.2	48	66		
一般産業計	117	70.8	9.6	1.2	2.8	94	79		
公団							295		
合計							148		

出所)『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。

注)網掛け:100%超のもの。

表2-12 1948年度第1四半期の資金枠と融資状況

	資金枠	申込額	承認・直接貸	承認・保証	取下・市中幹旋	取下・拒絶	承認・計	新規貸出額	残高純増額
	:A	:B	:C	:D	:E	:F	:G	:H	:I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	7,830	10,720	10,590	6	47	15	10,596	11,811	9,178
（内石炭）	—	—	—	—	—	—	—	11,362	8,790
繊維工業	770	860	500	90	—	78	590	685	655
金属工業	690	805	427	188	42	17	614	413	112
（内鉄鋼）	—	—	—	—	—	—	—	329	33
機械器具工業	1,435	2,258	943	251	84	68	1,194	964	839
窯業	215	102	46	26	—	7	72	64	60
化学工業	2,565	2,269	1,317	287	34	36	1,604	1,031	934
（内肥料）	—	—	—	—	—	—	—	608	587
電気業	3,590	5,268	4,897	31	—	—	4,928	4,069	4,009
交通業	1,475	1,214	1,103	70	2	8	1,173	968	909
その他	1,270	907	643	73	—	81	716	780	731
一般産業計	19,840	24,403	20,466	1,022	209	309	21,487	20,785	17,428
公団	2,354	—	—	—	—	—	—	22,341	-803
合計	22,194	—	—	—	—	—	—	43,126	16,625
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		137	99	0.1	0.4	0.1	135	151	
（内石炭）		—	—	—	—	—	—	—	—
繊維工業		112	58	10	—	9	77	89	
金属工業		117	53	23	5	2	89	60	
（内鉄鋼）		—	—	—	—	—	—	—	—
機械器具工業		157	42	11	4	3	83	67	
窯業		47	46	25	—	7	33	30	
化学工業		88	58	13	2	2	63	40	
（内肥料）		—	—	—	—	—	—	—	—
電気業		147	93	1	—	—	137	113	
交通業		82	91	6	0.2	1	80	66	
その他		71	71	8	—	9	56	61	
一般産業計		123	84	4	1	1	108	105	
公団		—	—	—	—	—	—	949	
合計		—	—	—	—	—	—	194	83.1

出所『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。

注) 1. 網掛け: 100%超のもの。

2. 下段の「残高純増額」-「合計」は、1948年度第1四半期復金資金計画における残高純増許容額20,000百万円に対する比率。

表2-13 1948年度第2四半期の資金枠と融資状況

	資金枠	申込額	承認・直接貸	承認・保証	取下・市中幹旋	取下・拒絶	承認・計	新規貸出額	残高純増額
	:A	:B	:C	:D	:E	:F	:G	:H	:I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	10,670	10,761	10,696	5	—	21	10,701	9,428	8,871
（内石炭）	—	—	—	—	—	—	—	8,731	8,151
繊維工業	750	1,215	715	108	—	42	822	937	925
金属工業	755	949	343	165	3	149	508	432	300
（内鉄鋼）	—	—	—	—	—	—	—	149	43
機械器具工業	1,300	1,896	739	270	7	140	1,008	736	506
窯業	160	171	94	24	—	14	118	82	89
化学工業	2,090	2,422	1,119	339	—	52	1,458	1,563	1,215
（内肥料）	—	—	—	—	—	—	—	707	435
電気業	4,360	4,659	4,459	15	—	—	4,474	4,548	4,464
交通業	1,580	1,860	1,615	133	3	33	1,748	1,680	1,553
その他	2,045	2,383	1,152	79	6	113	1,230	1,164	1,162
一般産業計	23,710	26,316	20,932	1,137	19	564	22,068	20,571	19,087
公団	2,687	—	—	—	—	—	—	33,130	-3,224
合計	26,397	—	—	—	—	—	—	53,701	15,863
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		101	99	0.05	—	0.2	100	88	
（内石炭）		—	—	—	—	—	—	—	—
繊維工業		162	59	8.9	—	3.5	110	125	
金属工業		126	36	17.4	0.3	15.7	67	57	
（内鉄鋼）		—	—	—	—	—	—	—	—
機械器具工業		146	39	14.2	0.4	7.4	78	57	
窯業		107	55	14.0	—	8.3	74	51	
化学工業		116	46	14.0	—	2.2	70	75	
（内肥料）		—	—	—	—	—	—	—	—
電気業		107	96	0.3	—	—	103	104	
交通業		118	87	7.1	0.1	1.8	111	106	
その他		117	48	3.3	0.3	4.8	60	57	
一般産業計		111	80	4.3	0.1	2.1	93	87	
公団		—	—	—	—	—	—	1,233	
合計		—	—	—	—	—	—	203	62

出所『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。

注) 1. 網掛け: 100%超のもの。

2. 下段の「残高純増額」-「合計」は、1948年度第1四半期復金資金計画における残高純増許容額25,400百万円に対する比率。

表2-14 1948年度第3四半期の資金枠と融資状況

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中幹旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	10,600	6,752	6,385	156		39	6,541	5,915	5,417
（内石炭）	—							5,407	5,025
繊維工業	1,000	1,580	1,036	153		125	1,189	1,169	1,135
金属工業	770	1,173	628	250		165	878	543	376
（内鉄鋼）	—							408	211
機械器具工業	1,300	1,399	587	352	20	139	939	1,446	1,297
窯業	180	139	40	48		14	89	91	79
化学工業	2,635	2,810	1,541	442	30	331	1,983	1,659	1,310
（内肥料）	—							669	477
電気業	5,580	5,102	5,078				5,078	5,706	5,647
交通業	1,520	1,298	849	196		45	1,045	1,012	796
その他	4,900	3,025	1,224	495		330	1,719	1,522	1,258
一般産業計	28,485	23,280	17,367	2,092	50	1,187	19,459	19,063	17,314
公団	2,329							34,219	1,894
合計	30,814							53,282	19,208
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	I/A
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		64	95	2		1	62	56	51
（内石炭）									
繊維工業		158	66	10		8	119	117	114
金属工業		152	54	21		14	114	71	49
（内鉄鋼）									
機械器具工業		108	42	25	1.4	10	72	111	100
窯業		77	29	35		10	49	50	44
化学工業		107	55	16	1.1	12	75	63	50
（内肥料）									
電気業		91	100				91	102	101
交通業		85	65	15		3	69	67	52
その他		62	40	16		11	35	31	26
一般産業計		82	75	9	0.2	5	68	67	61
公団								1,469	81
合計								173	62

出所)『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。
注)網掛け;100%超のもの。

表2-17 1948年度第4四半期の資金枠と融資状況

	資金枠 :A	申込額 :B	承認・直接貸 :C	承認・保証 :D	取下・市中幹旋 :E	取下・拒絶 :F	承認・計 :G	新規貸出額 :H	残高純増額 :I
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鉱業	6,350	5,438	4,656	44		6	4,700	6,457	6,078
（内石炭）	—							5,947	5,679
繊維工業	1,080	1,460	444	419		122	863	1,590	1,557
金属工業	1,550	5,964	3,445	170		204	3,615	1,545	1,479
（内鉄鋼）	—							1,451	1,339
機械器具工業	480	1,378	299	402		241	701	1,204	1,073
窯業	50	170	34	60		38	94	66	50
化学工業	1,410	2,618	444	338		277	781	1,871	1,445
（内肥料）	—							870	779
電気業	5,500	4,858	4,389	5		460	4,394	5,610	5,473
交通業	920	1,248	670	171	1	225	841	1,068	906
その他	2,640	1,292	405	257		490	662	863	630
一般産業計	19,980	24,426	14,786	1,865	1	2,062	16,651	20,274	18,691
公団	2,300							25,923	2,115
合計	22,280							46,197	20,806
		B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A	H/A	
		%	%	%	%	%	%	%	%
鉱業		86	86	1		0.1	74	102	
（内石炭）									
繊維工業		135	30	29		11	80	147	
金属工業		385	58	3		13	233	100	
（内鉄鋼）									
機械器具工業		287	22	29		50	146	251	
窯業		340	20	35		76	188	132	
化学工業		186	17	13		20	55	133	
（内肥料）									
電気業		88	90	0.1		8	80	102	
交通業		136	54	14	0.1	24	91	116	
その他		49	31	20		19	25	33	
一般産業計		122	61	8	0.005	10	83	101	
公団								1,127	
合計								207	

出所)『日本の政策金融Ⅰ』46頁、表1-6、『復興金融統計資料』26-45、68-83、105-124頁より作成。
注)網掛け;100%超のもの。